

社会福祉法人 友あんど愛 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 友あんど愛(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 理事が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したとき、また監事が理事会または評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員報酬)

第4条 理事長が理事会以外の日において法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2に報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、前条による報酬及び実費弁償費は支払わない。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

5 役員報酬については定款第二十一条により前条の報酬と併せて年間で総額500,000円以内の範囲で支給するものとする。

(評議員報酬)

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員の報酬については定款第八条により第3条の報酬と併せて年間で総額200,000円以内の範囲で支給するものとする。

(役員退職慰労金・弔慰金)

第6条 従業員を兼務する役員については役員退職慰労金・弔慰金の対象者とし、役員退職慰労金・弔慰金規程を別に定めるとおりとする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給すること

ができる。

(職員兼務者への対応)

第8条 職員を兼務する理事が理事会に出席した際にはこの役員報酬規程第3条及び第4条の1項、2項の規程は適用しない。職員を兼務する理事が法人業務（理事会・評議員会含む）及び法人が実施する事業の運営に従事した場合には職員就業規則に定める賃金規程を準用する。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第9条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(支払時期及び支払い方法)

第10条 支払時期及び方法については給与規程に準じ、報酬を支払うべき事柄のあった直近の締めにて計算し、直近の給与支払日に振り込みまたは現金で支払う

(改正)

第11条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則 この規程は平成29年4月 1日から施行する。

改 訂 平成31年4月 1日 施行

令和 3年6月26日 施行

令和 5年7月11日 施行

役員退職慰労金・弔慰金規程

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉法人友あんど愛（以下「法人」という。）役員報酬規程第6条に基づき、従業員兼務役員（以下「当該役員」という。）に対し退職慰労金または弔慰金を支給することについて必要な事項を定める。

(目的)

第2条 法人は当該役員が退任したとき、死亡したとき、傷病等によりその役掌が大きく変更したことに日常業務に関与しなくなったときに、評議員会の承認を経て、当該役員だった者、又はその遺族に対して退職慰労金または弔慰金を支給することが出来る。

(適用範囲)

第3条 この規程に定める従業員兼務役員とは理事長職にあつて本部職以外の業務も兼務する者及び施設長職にある者に適用する。

(決定過程)

第4条 役員退職慰労金・弔慰金規程の承認は評議員会において定める役員報酬規程第6条の承認を必要とするものとし、調達の方法、払い出しにおいては理事会・評議員会の承認を必要とするものとする。

(原資の調達方法)

第5条 法人は理事会・評議員会の承認を経て、従業員兼役員一人一人を被保険者とした生命保険等に加入する契約を締結する。

2 加入にあたっては、当該役員本人から予め加入の意向、解約返戻金が積立金総額を下回った場合にも一切の補填等をしないことについて同意書による同意を必要とする。

3 保険料は全額、法人が負担する。

4 退職慰労金・弔慰金の原資は当該生命保険等の解約返戻金または死亡給付金とする。

5 当該役員が退任したときは退職慰労金の全部または一部として、保険契約上の名義を当該退任役員に変更のうえ、保険証券を交付することがある。この場合保険契約の評価額は解約返戻金の額とする。

(基準額の算定)

第6条 退職慰労金の基準の額について在任期間に応じて次の各号のとおり定める。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 在任期間15年以上 | 解約返戻金の100% |
| (2) 在任期間10年以上 | 解約返戻金の75% |
| (3) 在任期間10年未満 | 解約返戻金の50% |

- 2 但し、在任期間は当該役員へ就任した月から起算し、退任した月までとする。
- 3 在任年数に1年未満の端数月がある場合には端数月分は1年に繰り上げる。
- 4 当該役員が任期中に死亡し又はやむを得ない事由により退任したときは、法人は任期中の残存期間を在任期間として繰り入れることが出来る。

(死亡時の取り扱い)

- 第7条 当該役員が在任中に死亡した場合には、生命保険等の死亡給付金をもって弔慰金(死亡退職慰労金)として支給する。
- 2 死亡退職慰労金は予め遺族のうちで受給者を当該保険会社に届け出ている場合にはその受給者に、それ以外の場合は遺族にその順位により支給する。
 - 3 前項の遺族の範囲と順位は配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とし、同順位者複数のときは、その代表者に対して支給する。

(重複退職金加入の取り扱い)

- 第8条 本規程に基づき退職慰労金・弔慰金が加入された場合には従業員兼務役員について他の一般従業員の退職金制度への加入重複がある場合には一般従業員の退職金制度加入を解約する。

(当該役員の交代)

- 第9条 当該役員に交替があったときは、改めて生命保険等の額等について理事会、評議員会で承認を経るものとする。

(特別減額)

- 第10条 退任する当該役員のうち、就任期間中に法人に重大な損害を与えた者及び法人の信用あるいは名誉を傷つけた者については、退職慰労金を減額することが出来る。

(規程の改廃)

- 第11条 本規程の改廃は、評議員の決議をもって行う。

附則 本規程は令和3年6月26日から施行し、施行後に退任する従業員兼務役員に対して適用する。

この別表の対象者はすべて職員を兼務しない理事とし職員を兼務するものを含まない。

別表1(第3条関係)

名 称	報 酬		実費弁償費(1日あたり)	
	4時間以内	4時間以上	鹿沼市内	鹿沼市外
理事会出席報酬等	1回 10,000円	1回 20,000円	3,000円	5,000円
評議員出席報酬等	1回 5,000円	1回 10,000円	3,000円	5,000円
監事(理事会・評議員出席報酬)	1回 10,000円	1回 20,000円	3,000円	5,000円

別表2(第4条及び第5条関係)

名 称	報 酬		実費弁償費(1日あたり)	
	4時間以内	4時間以上	鹿沼市内	鹿沼市外
理事長業務報酬等	1回 20,000円	1回 40,000円	3,000円	5,000円
理事及び評議員業務報酬等	1回 10,000円	1回 20,000円	3,000円	5,000円
監事業務報酬	1回 15,000円	1回 30,000円	3,000円	5,000円

別表3(第6条関係)

名 称	報 酬 1日あたり	実費弁償費
報酬及び旅費	20,000円	実費相当

別表4(第8条関係)

名 称	報 酬 1日あたり	実費弁償費
報酬及び旅費	10,000円	実費相当